

大学・高専機能強化支援事業
(支援2：高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)
「高度情報専門人材育成枠」審査要項

大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)審査要項(以下「本審査要項」という。)は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項の規定に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(以下「機構」という。)が行う「大学・高専機能強化支援事業(高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援)「高度情報専門人材育成枠」」(以下「本事業」という。)における審査について定めたものである。

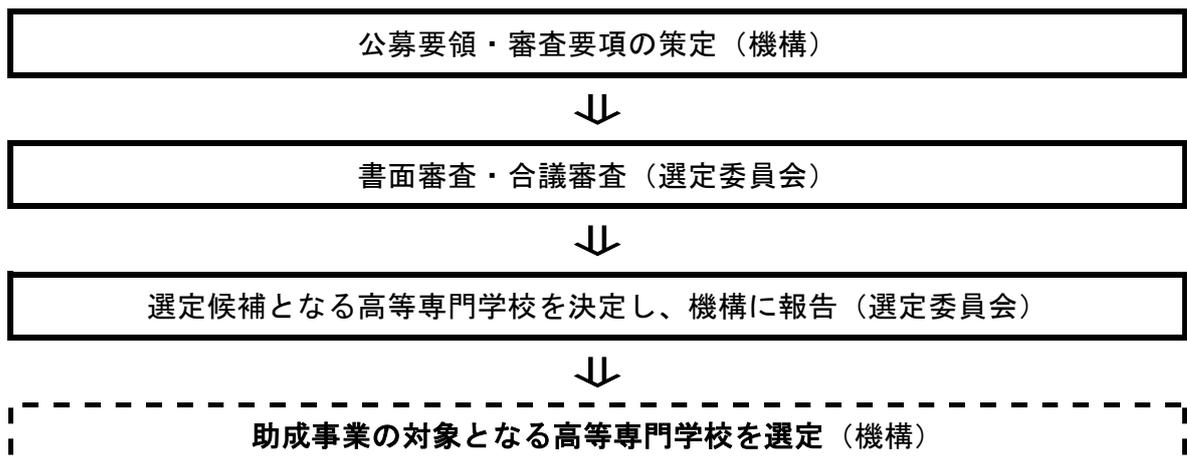
I. 審査方法

1. 審査体制

本事業の選定のための審査は、機構に設置された外部有識者からなる「大学・高専機能強化支援事業選定委員会」(以下「選定委員会」という。)にて行う。

2. 審査方法

- (1) 高等専門学校から提出された申請書等は、本事業に係る事業計画として選定委員会において審査を実施する。
- (2) 選定委員会は、審議を尽くした上で選定候補となる高等専門学校を決定し、機構に報告する。
- (3) 機構は、この報告を踏まえ、助成事業の対象となる大学等を選定する。



Ⅱ. 審査方針

1. 確認項目

- (1) 公募要領の3. 申請資格・要件等 (4) 申請要件に記載している事項をすべて満たす計画であるかどうかを確認する。
- (2) 以下の観点をいずれも満たした事業計画となっているか確認する。
- ・ 各地域における人材需給状況や産業界を含む社会のニーズ等を踏まえ、自治体や企業等との事前協議も含めた地域と連携した取組を行う計画となっているか。
(例えば、企業等と連携した授業科目 (PBL・インターンシップ等) の開発・実施、企業等からの研究者・技術者による授業の実施等)
 - ・ 初等中等教育段階の学校との連携に関する取組を行う計画となっているか。
(例えば、高等学校における、情報教育に関する実践授業への支援や、小中学校における、プログラミング学習等の出前授業の実施等)
 - ・ 女子学生、社会人学生、留学生等の確保に向けた特色ある取組を行う計画となっているか。
(例えば、女子学生等の志願者確保に向けた広報活動、入学者選抜における工夫や、社会人学生のリカレントやリスキリングへの対応、留学生等の受け入れ強化に向けた体制整備等)
 - ・ 他の大学 (外国大学を含む。) ・高等専門学校等と連携した取組を行う計画となっているか。また、情報系分野の専攻科を有する場合は、計画の対象となる学科・コース等と当該専攻科が連携した特色ある取組を行う計画となっているか。
(例えば、関連分野に強みを持つ他大学等と連携した授業科目の整備や学生の相互交流プログラムの実施、本科と専攻科の一貫教育プログラム等)
- (3) 以下の観点について定員増の規模や計画等について確認する。
- ・ 計画の対象となる情報系分野の学科・コース等の設置等に係る定員の増加がどれだけ図られているか。また、高等専門学校の定員規模に応じた増加となっているか。
(喫緊の課題である高度情報専門人材の育成のため、情報系分野の学科・コース等による情報系分野の人材育成に資する定員の増員数の規模や、高等専門学校全体の収容定員数のうち情報系分野の定員増が占める割合の状況を重視する。ただし、新たな組織整備等により、既存の情報系分野の定員を減じる場合は、当該定員減数を増員数から除くものとする。)
 - ・ 早期に学科・コース等の設置等を行う計画となっているか。
(本事業への応募時点で、学科・コース等の設置等 (定員の増員を含む。) の時期が明確であるか確認する。)
 - ・ 文部科学省が実施する数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度について、申請要件である「リテラシーレベル」に係る要件を満たすのみならず、更に「応用基礎レベル」の認定を受けている、又は「応用基礎レベル」の認定を受ける計画があるか。

（「応用基礎レベル」の認定を受けているか、あるいは認定に向けた検討状況や計画を確認する。）

2. 審査基準

(1) 書面審査

書面審査は、上記1.の各確認項目を満たした事業計画となっているか、確認項目(1)は原則(表1)、確認項目(2)は(表2)に基づき判断することとする。

また、確認項目(3)を含め、高等専門学校から提出のあった事業計画における定員増の規模や書面審査の状況等を勘案して総合的に評価し、必要に応じて助成金額を調整することとする。

(表1) 確認区分(1) (申請要件の性質によっては申請要件の有無のみを確認)

| 区 分 | 確 認 |
|-----|---------------------|
| ◎ | 申請要件を満たし、特筆すべき内容がある |
| ○ | 申請要件を満たしている |
| × | 申請要件を満たしていない |

(表2) 確認区分(2)

| 区 分 | 確 認 |
|-----|---------------------|
| ◎ | 確認事項を満たし、特筆すべき内容がある |
| ○ | 確認事項を満たしている |
| × | 確認事項を満たしていない |

(2) 合議審査

選定委員会において、書面審査の結果を参考にした上で、合議審査により、(表3)に基づき判断することとする。その際、同程度の評価により選定の判断が困難な事案が生じた場合は、地域等のバランスや事業計画の内容等を踏まえ、総合的に判断を行う。

(表3) 評価区分

| 区 分 | 評 価 |
|-----|-------------|
| ○ | 選定候補とすべきである |
| × | 選定候補とすべきでない |

Ⅲ. その他

1. 開示・非開示

(1) 審議内容等の取扱いについて

- ① 選定委員会の会議及び会議資料は、原則として非公開とする。

- ② 選定された助成事業は、機構ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供する。

(2) 委員について

選定委員会の委員の氏名は、助成事業選定後、公表する。

2. 利害関係者の排除

申請に関係する委員は、関係高等専門学校の審査を行わない。

(利害関係者とみなされる場合)

- ・ 委員が現在所属し、又は3年以内に所属していた高等専門学校に関する申請
- ・ 申請書等において何らかの形で委員自身が参画する内容の記載がある申請
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される申請

委員は上記に留意し、利益相反の事実又はその可能性がある場合には速やかに申し出るとともに、当該事業についての審査・評価を行わないこととし、会議においても当該事業に関する個別審議については加わらない。

なお、委員が審査から外れることによって2名以下で審査しなければならない場合は、審査の公平性が担保できないことから、委員の再選定を行う。

3. 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限

- (1) 審査の過程で知り得た個人情報及び高等専門学校の審査内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員会において取得した情報（申請書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意をもって管理する。
- (3) 審査資料等は、事業計画の選定を行うことを目的とするものであり、その目的の範囲内で使用する。
- (4) 委員は、当該審査について何らかの不公正な働きかけがあった場合は必ず機構にその旨を申し出ること。